



好川産業株式会社

YK YAMAMOTO

化学物質に関する 安衛法改正

化学物質取扱事業所では
保護めがね着用が**義務化**されます!

法改正のポイント

SDS にマーク表示があれば、保護めがね着用が不可欠になります。
(安全データシート)

SDS
を確認



ご使用の化学物質の SDS を
確認してください。

保護具
着用



保護ゴーグル



防災面×保護めがね×防じんマスク

確認した SDS の内容に合わせて
保護具を選択してください。

詳しくは裏面を ▶

おすすめ保護めがね



有機溶剤対応
二眼型保護めがね

YK-750

レンズ / フレームをシンナーでふき取り可能。



塗装作業専用
保護ゴーグル

YK-700

レンズ付着の塗料ミスト等をシンナーで
ふき取り可能。

リスクアセスメント対象物にばく露されるリスクの低減方法

これまで以上に事業者の自律的な管理が求められます

1 SDSおよび作業現場のリスクレベルの確認

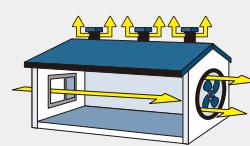
ラベル表示、SDS(安全データシート)などの確認と併せて、作業内容、作業現場環境、化学物質の状態、化学物質使用量などを確認して、厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」などを用いてリスクレベルを確認してください。



・ラベル表示のイメージ ・「職場のあんぜんサイト」確認イメージ

2 リスクの見積もり、低減の検討

Step.1のリスクレベル確認の結果、リスク低減が必要と判断した場合、有害度のより低い物質への代替、換気装置等の設置・稼働、作業方法の改善、保護めがねの選定などを事業者自らが選択します。



・有害度のより低い物質への代替イメージ ・全体換気のイメージ

3 リスク低減措置の実施

Step.2にて検討したリスク低減措置を実施します。 SDS(安全データシート)を確認し、皮膚等からの吸収の可能性がある物質の場合は「保護めがね」の着用が義務付けられています。また、保護具を使用する際は「保護具着用管理責任者」を選任し、保護具の適正な選択、使用および保守に関する事を管理・実施しなければなりません。



防災面×保護めがね×防じんマスク

保護ゴーグル

SDS(安全データシート)にマークが表示されていれば、保護めがねの着用が不可欠です



【腐食性】

金属腐食性物質
皮膚腐食性
眼に対する重大な損傷性



【感嘆符】

急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2/2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(区分3)など

SDS情報は
こちらから
確認



厚生労働省職場のあんぜんサイト
GHS対応モデルラベル/モデルSDS情報

※健康被害のおそれがないことが明らかな物質以外のすべての物質においては、保護めがねを着用してください。

※有害なガスは保護めがねでは防げません。

新たな化学物質規制項目のスケジュール



①：健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

②：健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者(①の労働者を除く)

▶ 保護めがね、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

化学物質規制に関する法改正については厚生労働省のHPをご確認ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html



2024.03

山本光学株式会社

セフティ & レーザー・オプト事業部

本社 / 06-6783-1101 東京支店 / 03-3868-5503

